

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(見積書の徴取及び省略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。</p> <p>(1) 1人又は1会社でなければ履行できない契約</p> <p>(2) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるものの契約</p> <p>(3) 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が<u>30万円以下</u>の物件の購入若しくは借入れ又は50万円以下の工事その他の請負の契約</p> <p>(4) 分解して検査しなければ見積れない備品等の修繕に関する契約</p> <p>(5) 食糧品の購入契約</p> <p>(6) 急施を要し他の者から見積書をとる暇のないとき</p> <p>(7) 再度の入札に付し落札者がいないもの</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(見積書の徴取及び省略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。</p> <p>(1) 1人又は1会社でなければ履行できない契約</p> <p>(2) 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるものの契約</p> <p>(3) 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が<u>5万円以下</u>の物件の購入又は50万円以下の工事その他の請負の契約</p> <p>(4) 分解して検査しなければ見積れない備品等の修繕に関する契約</p> <p>(5) 食糧品の購入契約</p> <p>(6) 急施を要し他の者から見積書をとる暇のないとき</p> <p>(7) 再度の入札に付し落札者がいないもの</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>・比較見積が省略できる契約のうち、取引価格が5万円以下の物件の購入について、見積合せ等に係る事務負担の軽減を図るため、神奈川県の状況等を踏まえ、30万円以下に金額を見直すとともに、物件の借入れを追加する。</p>

新	旧	改正理由等
<p>(検査調書の作成)</p> <p>第29条 検査職員は、会計規程第51条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約書の作成を省略したものにあっては、支出に係る会計伝票に履行確認した旨を記名又は押印することでこれに代えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(検査調書の作成)</p> <p>第29条 検査職員は、会計規程第51条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約書の作成を省略したものにあっては、支出に係る会計伝票に履行確認した旨を記名押印することでこれに代えることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・検査について、事務負担の軽減を図るため、神奈川県の実情等を踏まえ、契約書の作成を省略したものにあっては、履行確認した旨を会計伝票に記名又は押印のどちらかで済ませることができるよう改正を行う。</p>

【参考資料】 他都道府県の状況

1 見積合せ省略可の上限額（愛知県調査 2019 年）

見積合せ省略可の上限額を 5 万円以下に規定している都道府県は、神奈川県を含めわずか 9 県である。全都道府県の約半数が 10 万円に設定している。

上限金額	都道府県数	割合	都道府県名
金額規定なし	5	11%	大阪、兵庫、京都、他 2 県
100 万円	1	2%	新潟
50 万円	1	2%	宮城
30 万円	4	9%	東京、北海道 他 2 県
20 万円	1	2%	鳥取
10 万円	26	55%	埼玉、千葉、他 24 県
5 万円	7	15%	神奈川 他 6 県
3 万円	2	4%	愛知 他 1 県
合計	47		

2 備品の帳簿価額（本県調査 2021 年）

今回全都道府県に調査を行った結果、10 万円と回答した都道府県は 19 都道府県（約 39% 最多）であり、そのうち 4 道県は、令和 2～3 年度に額の改定を行っている。次いで、18 都道府県が 5 万円に設定しており、そのうち宮崎県は令和 4 年度より 10 万円に引き上げを予定していると回答があった。

また、3 万円としている 7 県のうち 4 県は引上げの検討を行っており、全国的に見ても、物品管理事務の負担軽減を目的とした額の引き上げを行う傾向にあると思われる。

価額	都道府県数	直近の改正			見直しの予定			都道府県名
		10 年以内に改正	10～20 年前に改正	それ以前に改正・不明	検討中	改正の予定有	なし	
金額の定めなし	1	0	0	1	0	0	1	長野県
10 万円	19	14	3	2	1	0	18	東京都・大阪府・埼玉県・茨城県・栃木県・静岡県・京都府・兵庫県 他 11 道府県
5 万円	18	12	6	0	1	1	16	群馬県・神奈川県・山梨県・三重県 他 14 府県
3 万円	7	1	4	2	4	0	3	愛知県 他 6 県
2 万円	2	0	0	2	0	0	2	千葉県 他 1 県
計	47	27	13	7	6	1	40	

病院機構契約方法等の一覧 新旧対照表

資料 2 (第57号議案関係)

○契約事務取扱規程第19条第1項第1号・第24条関係

改正前 (~R5.3.31)

		5万円 以下▼	50万円 以下▼	80万円 以下▼	超	100万円 以下▼	超	150万円 以下▼	超	160万円 以下▼	超	250万円 以下▼	超
契約方法等	賃借												
	物件の買入れ												一般(指名) 競争入札
	工事・製造												随意契約可
	上記以外(委託等)												
	契約書の作成												作成省略可
	検査調書の作成												契約書の作成を省略している場合、省略可

改正後 (R5.4.1~)

		30万円 以下▼	50万円 以下▼	80万円 以下▼	超	100万円 以下▼	超	150万円 以下▼	超	160万円 以下▼	超	250万円 以下▼	超
契約方法等	賃借												
	物件の買入れ												一般(指名) 競争入札
	工事・製造												随意契約可
	上記以外(委託等)												
	契約書の作成												作成省略可
	検査調書の作成												契約書の作成を省略している場合、省略可